

平成 28 年度包括外部監査における  
「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「保育事業の執行について」

平成 29 年 8 月 17 日

大 田 区

平成 28 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

平成 28 年度における特定の事件（テーマ）  
「保育事業の執行について」

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	所属	本書の頁
1	59	選考基準指数表の見直しについて	保育サービス課	1
2	89	保育料の収納事務の適切性		2
3	93	高額滞納者への対応状況		3
4	102-103	園児一人あたりの保育に係る月額経費の 公表		4
5	104	保育料の減額手続		5
6	136	家庭福祉員申込書兼備付台帳		6
7	137	こども家庭部事業概要での受託児童定数		7
8	179	利用手続きについて		8
9	187	大田区子ども家庭在宅サービス（ショール ステイ・トワイライトステイ・休日デイサ ービス）事業登録票について	子ども家庭支援セ ンター	9

部課名      こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 1	<p>選考基準指数表の見直しについて</p> <p>選考基準指数表については、平成 18 年 9 月を最後に改定が行われていない。年々労働形態も多様化していることから、それに見合った選考基準指数表への見直しが見られる。</p> <p>平成 27 年度の入所選考過程関連資料を閲覧したが、申込書の調整指数欄に世帯に関する捕捉事項が記載されている書類が数件あり、申込者の先行指数の特定について、現行の指数表だけで入所選考を行うことは限界があることが伺えた。</p> <p>そのため、労働形態の多様化に合わせて、1 日の労働時間だけではなく、週ごとの合計労働時間についても基準を設けるなどの見直しが効果的であるとする。</p> <p>具体的には、労働時間について、現状では 1 日あたりの労働時間に応じた選考基準指数としているものの、世田谷区では「週〇日以上勤務し、かつ週〇時間以上の就労を常態」と設定し、指数を 15～50 点と幅を持たせており、品川区では「月〇日以上勤務し、日中〇時間以上の就労が常態」と設定をして、指数を細かく設定している。選考基準指数を見直すことにより、同順位の人数を減らすことにつながり、利用調整会議に関してもスムーズに利用者が決定するものと思われる。</p>	<p>選考基準指数には、これまで社会状況等の変化を反映させてまいりました。また、選考基準調整指数も保護者や世帯の状況に合わせ、きめ細かく対応してまいりました。</p> <p>なお、近年、入園可能な最低指数に、申請が同点横並びになっているなどの状況もあるため、今後検討を行ってまいります。</p>

部課名      こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 2	<p><b>保育料の収納事務の適切性</b></p> <p>基本的には、マニュアルに沿った運用がなされており、適切な事務処理がなされている。</p> <p>ただし、滞納者に対しては、マニュアルの督促等を行っているものの、特段の対策は取られておらず、結果的に滞納保育料を支払う意思がない、もしくはその意思が弱い保護者については、時間の経過とともに時効を迎えて、不納欠損処理を行うことで、滞納債権の処理が完了されている。</p> <p>公という区の立場から、公平性ある対応が求められているが、時間的労力的限界により公平な回収事務の実施というジレンマに阻まれている。しかし一方で、支払を滞納したまま時効を迎えるようなケースは、毎月きちんと支払っている利用者との対比においての公平性を欠いてしまう。そのため金額や期間といった基準を設け、計画的に現在の時間的・人的資源で対応できる対象者まで絞り込み、滞納者に対しては毅然たる態度で滞納整理を行うことが求められる。</p>	<p>滞納整理につきましては、金額や期間などを基に対象者の絞り込みと優先順位をつけ、効率的・効果的かつ確実な回収をめざすとともに、差押やその他の手段を視野に入れ、毅然とした取り組みを検討してまいります。</p>

部課名 こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 3	<p><b>高額滞納者への対応状況</b></p> <p>「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」によると、差押えの基準として滞納合計月数12ヶ月以上、滞納額10万円以上等が上げられているが、実際にはマニュアルに規定されているような対応とは異なっている。また滞納金額の多い順にリストアップした上で、順に保育園の園長同席のもと滞納解消を促す対応を行っているものの人的資源の制約もあることから、充分に対応できていないとのことである。</p> <p>高額滞納者への対応については、上述のとおりで、過年度においても包括外部監査において指摘されているが、特段の対応方法の変化は見られておらず、課題となっている。</p> <p>既述のとおり、期間や金額を基準に滞納度合いの高い滞納者に対して、積極的な回収施策を取るべきであり、この際には、限られた人員と時間という制約の中で最大限回収効率が図られる方策を決める必要がある。</p> <p>いわゆるPDCAサイクルにより、回収方策の検討・実施、実際の効果の把握、結果を受けての次の方策の見直し・検討等を継続的に行うことで、回収額の最大化を図る必要がある。</p> <p>また、これはマニュアルには記載のない事項であるが、上述した児童手当からの強制徴収については、少なくとも高額滞納者（長期滞納者含む）については、実施を検討するべきと考えられる。</p>	<p>指摘No. 2に対する措置のとおり、滞納整理につきましては、金額や期間などを基に対象者の絞り込みと優先順位をつけた取り組みに加え、効果の検証を行い、より効果的な回収を検討してまいります。</p> <p>なお、児童手当からの強制徴収につきましては、他自治体の例などを調査してまいります。</p>

部課名 こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 4	<p>園児一人あたりの保育に係る月額経費の公表</p> <p>月額経費の算定資料となる各年度の区立保育園児1人当たり月額経費(決算)の資料と「入園申込みのしおり」の数字を突合したところ、平成19年度から平成23年度までの数字は一致していたが、平成24年度から平成26年度の数字は一致していなかった。</p> <p>区立保育園児1人当たり月額経費(決算)によれば、つぎの表のとおりである。</p> <p>「入園申込みのしおり」の数字より、各年度とも数字が大きくなっている。</p> <p>園児1人あたり月額経費は、保育料の算定に際しても参考にする重要な数値であることから、その記載には十分な正確性が必要である。</p>	<p>平成23年度までは、区立保育園の園児1人当たり月額経費数値を「入園申込みのしおり」に記載しておりました。平成24年度以降は、私立保育園の増設に鑑み、私立保育園を含めた認可保育園全体の数値を載せることとしております。</p> <p>今後も、私立保育園のさらなる整備を行っていく中、認可保育園における園児1人当たりに係る経費について、より実態に即した情報を提供し、正確で区民にわかりやすい経費の公表に努めてまいります。</p>

部課名 こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 5	<p><b>保育料の減額手続</b></p> <p>世帯員の増加による減額について減額申込書、出生届済証明等資料を閲覧したが、特に減額手続きに問題は無かった。</p> <p>また心身障がい者、収入減による減額手続きについても、提出書類と減額事由に齟齬はなく、減額手続きに問題は無かった。</p> <p>しかし、預託による減額手続きについては2件中1件について、減額理由が在園児以外に認可外保育園(保育ママや認証保育所等)に預けている乳幼児がいる世帯が条件であるが、在園児以外がないため、減額事由に該当しないにも関わらず、二段階保育料を減額してしまっていた。</p> <p>指定保育室の受託証明書を認可外保育園のものと誤認したことが原因のようであるが、保育料の減額手続きは提出書類を慎重に確認することが必要であると考えられる。</p> <p>なおもう1件の預託の減額手続きには特に問題点は無かった。</p>	<p>提出された添付書類について、複数名による確認等を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

部課名 こども家庭部保育サービス課

指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 6	<p><b>家庭福祉員申込書兼備付台帳</b></p> <p>家庭福祉員申込書兼備付台帳を閲覧したところ、認定年月日記載はあるものの、受理番号の記載及び受理印の押印がなされていない家庭福祉員申込書兼備付台帳が1件あった。平成14年9月1日付の認定であり、過去のものではあるが、受理番号及び受理印は受付がなされたことの証明であることから、必ず受理番号の記載及び受理印の押印がなされることが必要である。</p>	<p>当台帳は、家庭福祉員が適正に認定されたことを示す基となるものであり、今後は認定の際に、遅滞なく、かつ遺漏なきよう台帳への登載を徹底してまいります。</p>



部課名      こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No. 7	<p>こども家庭部事業概要での受託児童定数 平成 28 年度のこども家庭部事業概要によれば、家庭福祉員の平成 28 年 4 月 1 日現在の受託児童定数は 128 人と記載されている。</p> <p>受託児童定数は確かに 128 人であるが、個々の家庭福祉員の受託児童定数の記載に誤りがあった。実際には 3 人の受託児童定数であった家庭福祉員 3 名について、受託児童定数が 2 人と記載されていた。</p> <p>家庭福祉員にとっては個々の家庭福祉員の受託児童定数が重要であることから、正確な受託児童定数の記載が必要である。</p>	<p>事業概要の受託児童定員について 3 名分の誤記がありました。公表資料に記載する内容に誤りのないよう、情報等の確認、精査を徹底してまいります。</p>

部課名 こども家庭部保育サービス課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No.8	<p>利用手続きについて</p> <p>大田区休日保育事業実施要綱の第8条には、申込書に必要事項を記入し、事前に実施保育所の責任者に提出しなければならないとされているが、休日保育申込書兼確認票を閲覧したところ、休日保育申込書兼確認に園長確認欄に園長の確認印がないものが散見された。</p> <p>休日保育として、園児を受け入れることを確認・承認する重要な書類と考えられるため、書類への押印は漏れないようにする体制の構築が望まれる。</p>	<p>休日保育は、通常通っている園と異なる園で行う場合があり、受け入れを行う園においては、他の園からの児童を安全かつ確実に行うための承認行為として、押印を行っているものです。</p> <p>今後は、事前の準備を万全にするためにも、押印漏れのないよう、実施園に対し適切な指導を行ってまいります。</p>

部課名 こども家庭部子ども家庭支援センター

指摘No.	指摘事項	措置状況
指摘No.9	<p>大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）事業登録票について</p> <p>大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）事業登録票を閲覧していたところ、事業登録票に受け付けをした施設や、その後大田区に回付された際の受付が確認できる証跡がなかった。事業登録票については、各利用者がひまわり苑やコスモス苑に提出をし、各施設が、受け付けをした翌月に大田区へ送付しているとのことであり、大田区では利用者をアイウエオ順にファイリングをしているとのことであった。</p> <p>事業登録票への登録はショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービスを利用するためには必須の手続きであり、大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱第8条に掲げられている。同条3項には、登録は年度ごとに行う必要があり、登録内容に変更がある場合には、変更の届出をしなければならぬ旨が記載されていることから、当該手続きは重要なものであると位置付けられる。そのため、今後利用者の児童を受入れる施設、事業登録票を保管する大田区において内容の確認をし、利用登録に問題がないことを確認するための証跡は残す必要があると言える。</p>	<p>大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱の改正（平成29年3月30日付決定、4月1日施行）を行い、平成29年度から事業登録票の様式を変更いたしました。</p> <p>法人記載部分として受付した施設名・受付日・受付者の欄を追加、区の確認欄として担当・係長・所長の確認押印欄を追加するにより証跡を残すようにいたしました。</p>